

2016年7月10日

特定非営利活動法人 よこはま成年後見 つばさ
理事長 須田 幸隆

成年後見制度申立段階における4つの壁

1. 成年後見制度の目的

成年後見制度の目的は、教科書的には財産管理と身上監護¹とされています。最近でこそ身上監護の重要性²が言われていますが、「成年後見は財産管理の制度」と考えるのが、通説です。このことは、2000年の民法改正を主導した著名な民法学者星野英一教授の「身上監護は幻想」³発言や家庭裁判所の「報酬のめやす」⁴からも読み取ることができます。

2. 成年後見制度は権利擁護の制度

一方、私たちつばさに集う者の中には、生活保護行政に長年従事してきた者がいます。私も50年くらい前に、ケースワーカーからスタートし、生活保護行政一筋に従事してきました。定年退職後は、原点回帰のつもりで社会福祉士として個人後見に従事してきました。その時から最大の問題意識は、「資力が乏しい人でも成年後見制度が容易に使えるようであればならない」⁵というところにありました。

既に述べましたが、成年後見制度は財産管理の制度であるから財産のない方には関係のない制度と学び、それでは「成年後見制度は有産階級のためだけの制度ではないか」と率直に思いました。それは違う「成年後見制度は判断能力の不十分なすべての人の権利擁護の制度、生活支援の制度」でなければならないと強く思い、それ以降はそれを実現するよう行動してきました。

例えば、それを政策的に担保するのは成年後見制度利用支援事業と理解し、横浜市でその実施と改善に全力を上げました。その結果一定の成果⁶もありました。

3. 法人後見

さらに私たちの現在の到達点は、個人後見を越えてチームで取り組む法人後見です。個人後見の経験の上に立って、法人後見の優位性に着目したからです。同じ志の者が結束してNPO法人を立ち上げ⁷、横浜でNPO法人としては最初の受任団体になりました。2016年6

¹ 横浜市パンフレット ご存知ですか、成年後見制度

² 成年後見制度利用促進法第3条基本理念

³ 2000年2月15日号 ジュリスト

⁴ 横浜家庭裁判所 報酬のめやす

⁵ つばさのパンフレット 法人の基本理念

⁶ 平成22年3月31日 弾力的運用に対する緑区長回答

⁷ 神奈川新聞 (2011.6.22) 社会福祉職OBスクラム

月末現在で、受任件数は延べ 38 件⁸になりました。丁度高齢と障害が半々です。生活保護との関係が 40%程あります。また、横浜市からは法人の経理処理の適格性が認められ、2015 年 12 月 1 日付で認定 NPO 法人にも認証されました。今では、「法人後見で先駆的成果」⁹とまで評価されるようになりました。

4. 成年後見制度利用促進法

さて、現行の成年後見制度には課題が多くあります。我が国も 2014 年 1 月 20 日に批准した国連の障害者権利条約との整合性もあります。成年後見制度は、権利擁護の制度と言いつつ権利を奪う制度でもあります。識者の多くは、今後の目指す方向は、代理・代行制度を廃止し意思決定支援制度¹⁰と指摘しています。それが障害者権利条約の求めるところとしています。

我が国の現実的な動きとしては、様々な議論がありましたが本年 4 月に成年後見制度利用促進法（いわゆる促進法）と成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（いわゆる円滑法）の 2 法が成立しています。

今後は、促進の前に成年後見制度の抜本的改革が行われていくものと期待します。

5. 申立段階での 4 つの壁

以下は、私たちが成年後見業務を実践していく中でこれまでに捉えた申立段階に特化した問題点です。入口論・出口論¹¹と評してもいいものです。このうち出口論については、今回のいわゆる円滑法でかなり解消していくものと思われれます。

1. 業務独占の壁

- ① 弁護士法第 72 条 第 77 条 司法書士法第 3 条 第 73 条の業務独占
- ② 非弁行為 利益誘導
- ③ 品川区の特区申請 品川社協の代理申請
- ④ つばさの工夫
 - ・ 中間機関の役割¹²
 - ・ 支援付本人申立（つばさ方式 実例）¹³
 - ・ 代理申立（家裁話し合い）¹⁴

2. 行政の縦割りの壁

- ① 老人福祉法第 32 条 知的障害者福祉法第 28 条 精神保健福祉法第 51 条
に基づく市町村長申立の状況¹⁵

⁸ 受任状況

⁹ 神奈川新聞（2015. 12. 3）法人後見で先駆的成果

¹⁰ 日本弁護士会（2015. 10. 2）意思決定支援に関する制度整備を求める宣言

¹¹ つばさ作成の成年後見制度の課題

¹² 申立における中間機関の必要性

¹³ 後見類型で本人申立

¹⁴ 2016 年 6 月 9 日 ホームレス事例について家裁と話し合い

- ②高齢担当、障害担当、保護担当の実情
- ③横浜市区役所での改善¹⁶
- ④生活保護法第 81 条（成年後見人の請求）の改正意見¹⁷
- ⑤つばさの工夫
 - ・ 役割分担（分担表）
 - ・ 職員研修（ケースワーカーと後見人の連携）¹⁸

3. 資力の壁

- ①そもそも論 成年後見制度の目的
- ②成年後見制度利用支援事業の必須化と予算化の現状
- ③品川社協の助成制度
- ④生活保護法第 12 条（生活扶助）の改正意見
- ⑤つばさの工夫
 - ・ 成年後見制度利用支援事業の弾力的運用¹⁹
 - ・ つばさ基金設置（利用例）²⁰

4. 引き受けての壁

- ①2015 年の成年後見事件の概況²¹
- ②市民後見人の養成²²
- ③成年後見制度法人後見支援事業の必須化と予算化の現状²³
- ④つばさの工夫
 - ・ 人材育成（申立支援専門員養成 担当者養成）²⁴

成年後見制度の利用にかかわる壁については、意識の壁とか情報取得の壁なども論じられています。今後、これらの壁はどのように乗り越えられるのか、特に成年後見制度利用促進法の動向を注視していきたいと思います。また、私たちは私たちにハシゴを掛け個別問題に対処しつつ、普遍化して問題提起、政策提言していきます。

以上

¹⁵ 2015 年成年後見関係事件の概況

¹⁶ 平成 26 年 8 月 11 日 区長申立にかかる連携について（通知）

¹⁷ 成年後見から見る生活保護法の改善点 金川 洋

¹⁸ 2012.1 生活と福祉 成年後見制度の理解と成年後見人等との連携

¹⁹ 2015 年 鶴見区長及び南区長要望

²⁰ 2016.6 ホームレス事例 申立費用（診断書 鑑定費等）

²¹ 2015 年の特長 つばさ作成資料

²² 認知症国家戦略 成年後見制度利用促進

²³ 厚生労働省 成年後見制度法人後見支援事業

²⁴ 担当者養成講座開講 申立支援専門員の養成